地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定による監査を実施し、その結果を秋田県知事に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同条第12項の規定に基づき、公表する。

平成29年5月26日

 秋田県監査委員 柴 田 正 敏

 秋田県監査委員 渡 部 英 治

 秋田県監査委員 石 塚 博 史

 秋田県監査委員 中 嶋 定 雄

 財 — 35

 平成29年4月20日

秋田県監査委員 大野 忠右工門 秋田県監査委員 三 浦 英 一 秋田県監査委員 石 塚 博 史 秋田県監査委員 中 嶋 定 雄

秋田県知事 佐竹敬久

財政的援助団体等の監査結果に基づき講じた措置について(通知)

平成29年3月17日付け監委-746で報告のあったこのことについて、措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

監査箇所名	公立大学法人国際教養大学	所管課名	あきた未来戦略課高等教育支援室
監査年月日	平成29年1月26日		

(指摘事項)

建物の冷暖房燃料であるLPGの指名競争入札において、原則として、5人以上指名しなければならないにもかかわらず、1人のみの指名で入札しているので、今後は適切に処理すること。

(所管課措置事項)

適切な契約事務の遂行のため、規定の遵守とチェック機能の強化を行うよう法人に指導しました。

監査箇所名	由利高原鉄道株式会社	所管課名	交通政策課
監査年月日	平成29年1月18日		

(指摘事項)

除雪費の一部について、平成27年度に会計処理すべきものを翌年度に計上しており、決算報告書の数値が不 適正である。今後は、再発防止策を徹底し、企業会計原則を遵守した会計処理に努めること。

(所管課措置事項)

平成28年度より、コンプライアンス委員会を設置するとともに、社員への研修の場を設けるなどし、再発防止のため会社として徹底した社員教育を行うよう、指導に努めているところです。引き続き、コンプライアンス委員会を実施していくこととしており、当課も市と一体となって会社の動向を注視し、指導していくとともに、特に月次決算について確認を行ってまいります。